

大崎町公告第 20 号

農業経営基盤強化促進法（地域農業経営基盤強化計画）

第 19 条第 8 項に規定する公告

地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので，農業経営基盤強化推進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定より公告する。

令和 7 年 10 月 8 日

大崎町長 東 靖弘

記

1. 地域計画を変更した地区

釜ヶ宇都地区

2. 縦覧場所

大崎町役場農林振興課